

# シャレオ中央広場 利用規程

(2026年4月改定)

この規程は、シャレオ中央広場の利用の手続き及びシャレオの情報発信の場として来場者に良質な環境を提供するために、利用される皆様に守っていただきたい事項を定めたものです。

利用範囲 シャレオ中央広場 約420㎡(別紙平面図赤枠内)

利用時間 10:00～20:00

利用期間 1日～7日(1回のご利用につき)

利用の流れ

## 空き状況の確認

シャレオHPでご確認ください。

〔中央広場〕 <https://www.shareo.net/pages/42/>

〔ポップアップエリア〕 <https://www.shareo.net/pages/43/>



## 予約

「物販を伴わない催事」は**利用日の1年前**から、「物販を主とする催事」は**利用日の4カ月前**から予約を受け付けます。シャレオHP「web予約申込」又は「予約申込書」にて申し込んでください。

予約期間は、利用開始日の2か月前までです。

〔web予約申込〕 <https://www.shareo.net/pages/44/>



## 本申込み

シャレオHPから所定の利用申込書をダウンロードし、

**利用開始日の2か月前までに本申込み**をしてください。

期限内に本申込みがない場合は、予約は無効になります。

なお、本申込み後の取消はキャンセル料が発生します。

〔申込書ダウンロード〕 <https://www.shareo.net/files/libs/2336/202601301339218128.pdf>



## 計画・協議

利用開始日の**15日前までに実施計画書**(運営マニュアル、会場レイアウト、タイムスケジュール、

搬出入計画等)を提出してください。必要な場合のみ広島地下街開発株式会社(以下、「管理者」という)と事前協議してください。



## 搬入・設営

資機材等の搬入作業は利用日前日の20:00から可能です。(荷捌場の車両は22:30で退場してください)

中央広場の利用時間は、10:00～20:00です。(20:00～翌日10:00の間はシャッター閉鎖します)

利用最終日は、19:00までに終了し、資機材等の撤去を20:00までに完了してください。

## 利用

## 搬出・撤去



## 利用料金の支払い

利用料金は売上歩合等を精算し、後日送付する請求書に基づきお支払いください。

※ 物販の場合は、**日々の売上金の報告**をしていただきます。

## 利用日の調整等

状況に応じて他の利用希望者との**利用日の調整**をさせていただく場合もありますのでご了承ください。

※ 他に予約が入っていない場合は、上記の本申込み期限にかかわらず、直前での本申込みも可能です。

※ 利用料金・キャンセル料 … 別紙「シャレオ中央広場利用料金表」をご参照ください。

## イベント実施

### ① 資機材の搬入

防災センター(地下1階北通り)または警備員室(地下2階荷捌場内)で入館手続きを行った後、事前に届出されている搬出入計画書に基づき、中央広場の開場20:00に合わせて搬入を開始してください。なお、荷捌場の車両は22:30までに退場してください。

また、前のイベントの搬出作業と重なることがありますので、協力して作業してください。

### ② 会場設営

設営作業中は管理者側で中央広場に警備員(有料)を配置しますので、その指示に従ってください。作業時間は20:00から最大翌朝10:00までです。

### ③ イベント本番

イベント責任者は中央広場の開場時間中10:00~20:00は常駐で会場の安全管理に努めてください。(管理者側で警備員(有料)を配置することも可能です。)周辺ショップ等への配慮のため、管理者からの音響等の制限の指示には必ず従ってください。

### ④ 資機材の撤去及び原状回復

利用最終日の資機材の撤去及び清掃を含む原状回復は、20:00までに完了するようにイベントの終了時間を調整してください。また、搬出等の作業中も警備員(有料)を配置しますので、その指示に従ってください。

荷捌場を利用される車両は22:30までに退場してください。また、次の利用者の搬入作業が平行して行われますので、協力して作業してください。

原状回復がなされない場合は、管理者が代行し、その費用及びこれにより生じた損害を請求します。

## 注意・禁止事項

### (1) 注意事項

利用にあたっては次の点に注意してください。

- ① 保健所、音楽著作権管理団体等の関係機関への届出等は利用者で行ってください。
- ② 設営は、消防法等関係法令を遵守した施工を行ってください。(設営物への屋根の設置の禁止、スプリンクラー・避難誘導等の遮断の禁止等)
- ③ 一般エレベーター、エスカレーターによる搬入搬出作業はできません。
- ④ 許可なく中央広場外周部の壁面や丸柱へのポスターの貼り付け、範囲外でのサンプリングや設営物の設置はできません。
- ⑤ 荷捌場を利用する車両はサイズなど各種制限を設けていますので「搬出入計画書」で確認してください。また、荷捌場では駐車ができませんので、荷物の積み下ろし後は速やかに退場してください。なお、荷捌場利用料として1台につき50円/回がかかりますので、搬出入の都度、地下2階警備員室でお支払いください。
- ⑥ 中央広場での盗難・破損及び作業等による事故がないよう各自で管理してください。管理者はこれらの事故等による責任は負いません。
- ⑦ 利用期間中の会場内外の整理、誘導、警備等は利用者において行ってください。
- ⑧ ゴミは原則、利用者において持ち帰りください(管理者に有料で処理を依頼することも可能です)。
- ⑨ 管理者による荷物等の受取り、保管、発送等は行いません。
- ⑩ 施設の改修工事、設備点検、防災訓練、シャレオの全体販促等による利用条件(利用時間、利用スペース、休業等)の変更が生じた場合は、それに従っていただきます。
- ⑪ イベント開催中にメディア等の取材を受ける場合は、事前に所定の申請書「公共地下歩道等における行為承認申請書(取材用)」を管理者に提出し、承認を受けてください。また、利用決定後は管理者の判断によりシャレオでの開催イベントとして公表することがあります。
- ⑫ 物品販売を伴うものはレジスターを使用し、会計時には購入者に必ずレシートを発行してください。また、シャレオサービス(駐車場割引サービス、シャレオポイント等)の対象外であることをPOP等で表示してください。
- ⑬ イベント内容等へのクレーム、トラブル等の対応は利用者で行っていただきます。管理者はこれらの対応及び責任は負いません。また、イベントの中止等の対応をお願いする場合があります。
- ⑭ 利用期間中(搬出入作業を含む)に発生した事故等については、利用者のみならず、関係者や来場者の行為であっても、それらへの対応は利用者に行っていただきます。
- ⑮ 天災地変や不測の事故・災害など不可抗力により施設の利用が不可能になった場合、イベントの中止に伴う損害について管理者はその責任を負いません。
- ⑯ 本規程は予告なく変更する場合がありますので、予めご了承ください。なお、利用者はお申込みの時期に関わらず、利用時において現に有効な規程に従っていただきます。

### (2) 禁止事項

次に該当する場合は、利用をお断りします。

- ① 関係官公庁の許可が得られないもの
- ② 公序良俗に反すると認められるもの
- ③ 政治・思想・宗教に関するもの
- ④ キャッチセールス、限定的な署名活動、勧誘活動、その他悪質行為に類すると認められるもの
- ⑤ 火気、煙、危険物を使用するもの及び騒音、臭気等の発生が予測されるもの
- ⑥ シャレオ内のショップと競合するもの(管理者の許可を受けたものは除きます。)
- ⑦ 利用者に次のような反社会的勢力との関りが認められるもの  
(ア) 自らまたは自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が「暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体または個人(以下「反社会的勢力」という)であった場合  
(イ) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本利用の申込み等をした場合  
(ウ) 反社会的勢力が利用者の経営に関与した場合  
(エ) 反社会的勢力に資金提供または便宜供与を行う等、その組織に維持、運営に協力若しくは関与した場合
- ⑧ その他シャレオの管理運営上不適当と認められるもの

## 利用承諾の取消

次に該当する場合は、本申込み後や利用中であっても利用承諾の取消若しくは利用の中止をさせていただくことがあります。この場合、利用者には損害等が生じることがあっても、管理者は賠償等の責任を負いません。また、取消及び中止にかかる利用料金はキャンセル料に準じます。

- ① 申請書等に虚偽の記載があった場合や申請の内容と実施時のイベントの内容が大きく異なる場合
- ② 利用規程及び管理者の指示に従わない場合
- ③ 利用に関する権利を第三者に譲渡あるいは転貸した場合
- ④ 支払期限までに利用料金が支払われない場合
- ⑤ 利用内容がシャレオ及びシャレオ内ショップが提供する商品・サービス等と競合し、管理者の許可を得ていない場合
- ⑥ その他この規程に違反した場合

## その他

利用に際しては、この規程に定めるもののほか管理者の指示に従ってください。

## シャレオ中央広場利用料金表 (定価・税抜き)

(注) 下記料金は、予告なく変更する場合があります。

### 1 物販を伴わない催事(展示・商品宣伝イベント等)【利用日の1年前から仮予約受付】

区 分	土曜・日曜・祝日	平 日	支払い時期
① 基本利用料(1日当たり)	330,000円	140,000円	実費等精算のうえ、 請求書に基づき支払
② 警備員費(必須経費) ※資機材等搬入・撤去時に配置	・2時間まで5,000円 (搬入2時間+搬出2時間⇒10,000円) ・2時間を超え1時間毎に3,000円追加		
③ 会場設営・資材撤去・原状回復費他 ※シャレオが代行した場合	実費 + 諸経費		

### 2 物販を主とする催事(展示販売イベント等)【利用日の4か月前から仮予約受付】

区 分	土曜・日曜・祝日	平 日	支払い時期
① 基本利用料(1日当たり)	80,000円	50,000円	売上歩合等精算のうえ、 請求書に基づき支払
② 売上歩合	売上高の5%(売上高報告が必要)		
③ 警備員費(必須経費) ※資機材等搬入・撤去時に配置	・2時間まで5,000円(搬入2時間+搬出2時間⇒10,000円) ・2時間を超え1時間毎に3,000円追加		
④ 会場設営・資材撤去・原状回復費他 ※シャレオが代行した場合	実費 + 諸経費		

※ 物販を主とする催事であっても、1の「物販を伴わない催事」の基本利用料を支払うことで、売上歩合を免除とします。

### 3 追加オプション

◎警備立会料(1名)	1時間毎に5,000円	※特別に場内警備を依頼する場合
◎音響技術料(1名)	1日毎に35,000円	※音響セットの操作を依頼する場合

### 4 ポップアップエリア

区 分	土曜・日曜・祝日	平 日	支払い時期
基本利用料 (ポップアップエリア1か所、1日当たり)	55,000円	35,000円	実費等精算のうえ、 請求書に基づき支払

### 5 キャンセル料

本申込み以降の取消には、以下のキャンセル料が発生します。

- |                                 |
|---------------------------------|
| ① 本申込み日から利用開始日の30日前まで…利用料金の30%  |
| ② 利用開始日の29～15日前まで…利用料金の50%      |
| ③ 利用開始日の14日前から利用開始日当日まで…利用料金の全額 |